

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者施設介護・訓練等給付費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。</li> <li>進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。</li> </ul>				
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
内容	<p><b>【支援の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。</li> <li>施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。</li> <li>療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。</li> <li>生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。</li> </ul> <p><b>【障害者自立支援法経過措置】（旧法施設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者更生施設（更生に必要な訓練等）</li> <li>身体障害者療養施設（治療及び養護）</li> <li>知的障害者授産施設（就労に必要な訓練等）</li> <li>身体障害者授産施設（就労に必要な訓練等）</li> <li>知的障害者更生施設（日常生活訓練等）</li> </ul>				
経過	昭和49年 4月	措置制度による施設措置開始			
	平成15年 4月	支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ			
	平成18年 4月	障害者自立支援法による利用者負担改定、食費等実費負担導入			
	平成18年10月	障害者自立支援法全面施行 新体系施設開始			
	平成21年 4月	報酬改定			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）			
	平成24年 3月	施設新体系移行経過措置終了予定			
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【審査・決定】直営				
	【支払】東京都国民健康保険団体連合会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	590,410	628,213	640,240	608,513	687,737	759,604	876,285	
決算額（22年度は見込み）	574,260	623,615	535,841	557,180	641,408	759,599	876,285	
人件費		2,499	3,843	3,416	2,965	3,258		
【事務分担量】（%）		29	45	40	35	40		
合計（+）	574,260	626,114	539,684	560,596	644,373	762,857	876,285	
国（特定財源）	271,312	323,557	211,404	281,347	326,953	434,191	426,089	
都（特定財源）	3,128	1,303	71,030	135,064	127,665	199,991	231,122	
その他（特定財源）	10	0	0	0	0	0	0	
一般財源	299,810	301,254	257,250	144,185	189,755	128,675	219,074	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
療養介護対象者数	2	2	1	1	1	1	1	
施設入所者数	141	138	139	140	145	154	154	
施設通所者数	117	119	125	167	236	236	236	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設訓練等支援費	641,408	施設訓練等支援費	729,863	施設訓練等支援費	876,285

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	療養機関入所者数	1	1	1	1	-	22年度は6月1日現在
	施設入所者数（療護除く）	140	145	154	141	-	22年度は6月1日現在
	施設通所者数	167	236	236	229	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所から新体系施設への移行状況にそった予算措置をする必要がある。</li> <li>・障害者自立支援法改正等による公費負担の推移の予測が必要である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各作業所等の新体系施設への移行状況の確認。	補助金から介護報酬への移行円滑化。
現在までの実績等から、今後の公費負担の推移を予測する。	予算作成をより円滑に行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	デイサービス事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	渡邊 健太	<b>内線</b>	2682
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	デイサービス事業費（01-02-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	15 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。近年においては、就学児の放課後の活動場所となる。				
<b>対象者等</b>	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児				
<b>内容</b>	<b>【実施内容】</b>	障害者自立支援法による児童デイサービスとして実施。障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、ならびに集団生活への適応訓練を行う			
	<b>【利用方法】</b>	申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払			
	<b>【利用者負担】</b>	利用額総額の3%（荒川区立心身障害者福祉センターは無料）			
	<b>【費用支払】</b>	指定障害福祉サービス事業者（都指定）が利用者と契約 事業者がサービス提供事業者が利用者負担額受領、介護給付費（利用者負担額差引額）を区へ請求			
<b>経過</b>	平成15年 4月	支援費制度開始			
	平成18年 4月	利用者負担改定			
	平成18年10月	荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施			
	平成20年 4月	地域活動支援については、地域生活支援事業へ事務移管			
	平成21年 4月	報酬改定			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）			
<b>必要性</b>	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				
	<b>【決定・支払】</b>	直営			
	<b>【サービス提供】</b>	指定障害福祉サービス事業者が実施する			

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	30,534	17,327	17,096	18,116	17,417	20,242	20,682	
決算額（22年度は見込み）	26,689	12,962	17,096	18,115	16,461	20,242	20,682	
人件費		862	1,281	854	424	1,629		
【事務分担量】（%）		10	15	10	5	20		
合計（+）	26,689	13,824	18,377	18,969	16,885	21,871	20,682	
国（特定財源）	13,318	6,649	8,548	8,419	10,213	10,725	10,336	
都（特定財源）	6,698	3,328	4,274	4,209	5,106	5,362	5,170	
その他（特定財源）								
一般財源	6,673	3,847	5,555	6,341	1,566	5,784	5,176	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	利用人数（人）	195	125	119	94	135	144	150
	利用回数（回）	7,444	4,386	3,636	3,709	3,363	3,696	3,834
	心障センター（人）			112	88	130	141	146
	他施設（人）			7	6	6	4	5

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	児童デイ	16,461	児童デイ	20,242	児童デイ	20,682

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
年	年間利用回数	3,480	3,363	3,696	528	-	22年度は6月1日現在
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	法改正により、放課後等児童デイサービス（学齢児を対象とした児童デイサービス）が創設される可能性がある。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施                      区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
法改正の内容を把握し、対応する	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																								
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	グループホーム事業費（01-02-03）																												
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業																									
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区障がい者グループホーム等支援事業実施要綱																									
終期設定	有 無	年度	法令等																										
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																											
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																											
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。																												
対象者等	<b>【共同生活援助（グループホーム）】</b> ・就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者 <b>【共同生活介護（ケアホーム）】</b> ・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の日常生活上の支援を必要とする者																												
内容	<b>【実施内容】</b> 障害者自立支援法による共同生活援助、共同生活介護として実施 就労中の障がい者の日常生活（食事等）の支援又は介護を行い、生活の場を提供する <b>【利用者負担】</b> 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費 <b>【知的障がい者・身体障がい者】</b> 入居者の家賃は、 所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に助成 所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に助成 <b>【精神障がい者】</b> 施設借上費は、入居者1室あたり月額69,800円を限度に助成 <b>【入居者数】（H22.5現在）</b> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">知的障がい者施設</th> <th colspan="2">精神障がい者施設</th> </tr> <tr> <th>GH</th> <th>CH</th> <th>GH</th> <th>CH</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>区外</td> <td>8</td> <td>28</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>41</td> <td>15</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>						知的障がい者施設		精神障がい者施設		GH	CH	GH	CH	区内	8	13	8	0	区外	8	28	7	3	計	16	41	15	3
	知的障がい者施設		精神障がい者施設																										
	GH	CH	GH	CH																									
区内	8	13	8	0																									
区外	8	28	7	3																									
計	16	41	15	3																									
経過	平成14年度まで 都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（1月分89,000円） 平成14年12月 重度生活寮東日暮里ハイツに重度単価214,700円適用 平成15年4月 区立障害者GH（ピアホーム）及び東日暮里ハイツが法内GH支援費対象となる 平成15年度以降 支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年4月 報酬改定 平成21年10月 グループホームの入居者に身体障がい者が追加される 平成22年4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）																												
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホーム・ケアホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。																												
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【決定・支払】</b> 直営 <b>【サービス提供】</b> 指定障害福祉サービス事業者が実施する																												

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		49,298	52,345	89,264	97,755	103,937	117,380	108,865
決算額（22年度は見込み）		48,100	52,213	74,368	97,754	103,936	117,379	108,865
人件費			1,724	1,708	1,708	424	2,036	
【事務分担量】（%）			20	20	20	5	25	
合計（+）		48,100	53,937	76,076	99,462	104,360	119,415	108,865
国（特定財源）		12,547	13,956	16,173	20,626	25,533	35,260	35,407
都（特定財源）		7,720	8,556	22,696	14,358	16,044	17,630	17,705
その他（特定財源）								
一般財源		27,833	31,425	37,207	64,478	62,783	66,525	55,753
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用者数	40	37	56	62	62	79	79
	家賃助成対象者数	14	16	17	25	28	43	43

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	グループホーム・ケアホーム	52,724	グループホーム・ケアホーム	73,384	グループホーム・ケアホーム	68,317
		都加算	42,965	都加算	33,100	都加算	28,306
		家賃助成	6,289	家賃助成	8,721	家賃助成	7,488
		区型グループホーム	1,958	区型グループホーム	1,157	区型グループホーム	1,068
				特別対策費	1,016	精神施設借上費	408
						新規入所者分	3,278

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	利用者数（人）	62	62	79	75	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>国の施策において、施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホーム・ケアホームがますます必要となってくる。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区                      未実施                      区）</p> <p>法定事業</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設入所者における地域生活移行予定者数の把握。	グループホームおよびケアホームの必要数の把握ができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域移行の場として必要性が高い

議会議事録（要旨）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	短期入所事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実														
		<b>担当者名</b>	渡邊 健太	<b>内線</b>	2682														
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	障害児者短期入所事業費（01-02-04）																		
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
<b>開始年度</b>	昭和 平成	15 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法															
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>																
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画														
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]																	
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																	
<b>目的</b>	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。																		
<b>対象者等</b>	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。																		
<b>内容</b>	<b>【実施内容】</b>	障害者自立支援法による短期入所として実施。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う																	
	<b>【利用方法】</b>	申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払																	
	<b>【利用者負担】</b>	障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担（継続）ただし、上限月額が37,200円の場合は3%の積上げで上限月額の半額まで																	
	<b>【利用者数】</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>知的31人（3,105日）</td> <td>児童14人（454日）</td> <td>身体3人（170日）</td> <td>精神1人（9日）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>知的39人（3,816日）</td> <td>児童13人（313日）</td> <td>身体13人（1,517日）</td> <td>精神1人（11日）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>知的33人（2,840日）</td> <td>児童12人（266日）</td> <td>身体9人（441日）</td> <td>精神1人（49日）</td> </tr> </table>				平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）	平成20年度	知的39人（3,816日）	児童13人（313日）	身体13人（1,517日）	精神1人（11日）	平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）
平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）															
平成20年度	知的39人（3,816日）	児童13人（313日）	身体13人（1,517日）	精神1人（11日）															
平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）															
<b>経過</b>	平成14年度まで	身体・知的障がい者 区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児 児童相談所に直接申請																	
	平成15年 4月	支援費制度の導入により、区が実施主体となる。ただし当分の間、身体障がい者と知的障がい者は都心障センターで利用調整を行う																	
	平成18年 4月	障がい児は、夏季と冬季の利用について、都児童相談センターで利用調整を行う																	
	平成21年 4月	障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む）報酬改定																	
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）																	
<b>必要性</b>	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。																		
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )																		
	【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する																		

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	38,544	40,504	41,928	38,027	55,318	47,959	58,005	
決算額（22年度は見込み）	38,544	40,390	41,928	42,358	55,318	47,297	58,005	
人件費		1,724	1,281	1,708	424	2,036		
【事務分担量】（%）		20	15	20	5	25		
合計（+）	38,544	42,114	43,209	44,066	55,742	49,333	58,005	
国（特定財源）	15,245	16,253	15,303	15,327	20,456	26,244	22,279	
都（特定財源）	15,579	15,347	13,001	13,030	17,969	18,312	17,860	
その他（特定財源）								
一般財源	7,720	10,514	14,905	15,709	17,317	4,777	17,866	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	利用者数	37	44	43	46	64	55	55
	利用総日数	3,180	3,522	3,511	3,738	4,699	3,596	3,596

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	短期入所事業費	55,318	47,297	短期入所事業費	58,005	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者数	46	64	55	32	-	22年度は6月1日現在
	利用総日数	3,738	4,699	3,596	780	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	障害福祉サービスの支給決定を受けていない者が、緊急時にサービスを利用できない場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障がい者の状況を把握し、障害福祉サービスの支給決定を受けよう周知を行う	緊急時にも、障がい者が障害福祉サービスを利用できる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	日中一時支援事業（施設タイムケア・地域活動支援事業）	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	明山 ゆう子	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	日中一時支援事業費（01-03-04）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠</b>	荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱、	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	施設タイムケア 障がい者及び障がい児の、特別支援学校等下校後等の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や障がい者等を日常的に介護する家族の休息を図る。 地域活動支援事業 障がい者や障がい児に創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流促進の支援を行う。				
<b>対象者等</b>	荒川区内在住の愛の手帳所持者。保護者等の就労により日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイトのため日中監護する必要のある障がい者、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な、障がいのある児童。 身体障がい者、知的障がい者（現在利用者1名）				
<b>内容</b>	施設タイムケア 【実施主体】 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所 【実施内容】 利用対象者を預かるとともに、社会生活に適應するため、交流、創作的活動等の指導、補助を行う事業所に、日中一時支援費を支給する。 【他のサービスの併給】 本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない。 【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払 【利用者負担】 利用額総額の3%（住民税非課税世帯は負担額なし）  地域活動支援事業 【実施主体】 障害者自立支援法第77条第1項第4号「地域活動支援センター」 【実施内容】 身体障がい者及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を支援する事業所に地域活動支援費を支給する。 【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払 【利用者負担】 利用額総額の3%（住民税非課税世帯は負担額なし）				
<b>経過</b>	平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱 平成20年4月 デイサービス事業より障がい者地域活動支援事業へ事務移管 平成22年4月 住民税非課税世帯の利用者負担を無料とする				
<b>必要性</b>	心身障がい者の自立や社会参加の促進、介護者の支援や日常生活における質の向上、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 日中一時支援事業者及び地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額					1,844	926	1,030	1,343
決算額（22年度は見込み）					587	926	1,019	1,343
人件費						0	367	
【事務分担量】（%）						0	15	
合計（+）	0	0	0	587	926	1,386	1,343	
国（特定財源）							414	671
都（特定財源）							207	335
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	587	926	765	337	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	実利用者数（日中一時支援）	-	-	-	1	1	5	4
	実利用者数（地域活動支援）	-	-	-	1	2	1	1

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	日中一時支援費	85	85	日中一時支援費	187	日中一時支援費
	地域活動支援費	841	841	地域活動支援費	832	地域活動支援費	1,083

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用日数（日中一時支援）	2	20	57	31	-	年間利用回数(22年度は6月1日現在)
	利用日数（地域活動支援）	229	292	300	54	-	年間利用回数(22年度は6月1日現在)
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	なし
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況 （要旨）	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	日中一時支援事業（障がい児タイムケア事業）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	日中一時支援事業費（01-03-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者自立支援法、地域生活支援事業実施要綱（国）、荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者及び障がい児の、特別支援学校等下校後、長期休業期間及び土曜日の日中の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や障がい者等を日常的に介護する家族の休息を図る。				
対象者等	荒川区内在住の愛の手帳所持者。保護者等の就労により日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイトのため日中監護する必要のある障がい者、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な、障がいのある児童。				
内容	<p>【事業内容】                      利用対象の児童を預かるとともに、社会生活に適應するため、交流、創作的活動等の指導、補助を行うほか、必要に応じ、学校から事業実施施設まで、及び事業実施施設～自宅までの送迎を行う。</p> <p>【実施場所及び定数】                      おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）                      定員：13名 提供日：月～金（特別休暇、年末年始等を除く）                      提供時間：13：00～18：00（送迎時間を含む）/長期休業期間9：00～18：00                      西日暮里六丁目障がい児タイムケア スニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）                      定員：当初20名 提供日：月～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）                      提供時間：平日13：30～18：00/土曜日及び長期休業期間9：30～18：00</p> <p>【他のサービスの併給】 本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない。                      【利用決定】 利用希望者は、荒川区へ利用申請を行う。                      区は、他のサービス利用状況を勘案して利用の要否を決定する。                      【自己負担】 なし</p>				
経過	平成17年 8月	特定非営利活動法人あふネットより申し出			
	平成19年 4月	おぐのあかり事業開始			
	平成21年 4月	生活クラブスニーカー事業開始			
必要性	障害者自立支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【利用者決定】直営 【サービス提供】特定非営利活動法人あふネット及び社会福祉法人荒川のぞみの会へ業務委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額				3,000	6,500	6,501	29,534	26,224
決算額（22年度は見込み）				0	6,500	6,501	20,631	26,224
人件費				854	171	1,695	2,443	
【事務分担量】（%）				10	2	20	30	
合計（+）		0	0	854	6,671	8,196	23,074	26,224
国（特定財源）					2,664	2,296	6,752	13,112
都（特定財源）					1,332	1,148	3,376	6,556
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	854	2,675	4,752	12,946	6,556
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用実人数（おぐのあかり）			0	14	14	20	20
	利用実日数（おぐのあかり）			0	708	1,408	1,896	2,244
	利用実人数（スニーカー）						28	28
	利用実日数（スニーカー）						1,318	2,930

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業委託	6,501	6,501	おぐのあかり	6,566	おぐのあかり
需用費				スニーカー	11,653	スニーカー	19,658
備品購入費				初度調弁	1,456		
				初度調弁	956		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	受入れ日数（おぐのあかり）	708	1,408	1,896	374	-	平成22年度は6月1日現在
	受入れ日数（スニーカー）	-	-	1,318	244	-	平成22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	タイムケアを必要としている世帯を発掘し、事業を周知していかなければならない。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 世田谷区：平成17年7月～（社会福祉法人委託） 品川区：平成14年4月～、平成17年10月～（ともに特定非営利活動法人委託）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
タイムケアを必要としている世帯を発掘し、当該事業をPRする。	受入人数の増加。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	障がい児等の日中活動の場を確保するために必要である

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	知的障がい者授産事業補助（荒川あさがお福祉作業所）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 新見 英信	課長名 内線	山形 実 2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	知的障害者授産事業補助（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営	
終期設定	有 無	年度	法令等	費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者に就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障がい者授産事業に要する経費を一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：特定非営利活動法人かがやき（第一～第四あさがお・パン工房あさがお） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	<p>第一あさがお（場所）旧小台橋小（定員）22名（現員）18名 （指導員）常勤2人非常勤5人（作業）箱折・袋詰等（開設）昭和56年10月</p> <p>第二あさがお（場所）旧小台橋小（定員）22名（現員）18名 （指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・袋詰等（開設）昭和61年10月</p> <p>第三あさがお（場所）旧真土小（定員）22名（現員）21名 （指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・付録作等（開設）昭和63年 4月</p> <p>第四あさがお（場所）旧真土小（定員）22名（現員）19名 （指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・キャリ折（開設）平成 3年 4月</p> <p>パン工房あさがお（場所）旧小台橋小（定員）13名（現員）9名 （指導員）常勤1人非常勤3人（作業）パン等の製造販売（開設）平成18年11月</p> <p>* 主な事業内容 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加・就労指導 * 通所日数 全施設週5日 作業時間1日平均7時間（9:00～16:00）</p>				
経過	<p>昭和57年度 東京都の直接補助（東京都知的障害者育成会）とこれを補完する区の補助の2本立てで実施</p> <p>平成 7年度 東京都が区を通じた間接補助に変更（区の補助金額2/3）</p> <p>平成10年度 都補助基準と区補助基準との格差是正を図るため、補助項目に調整加算額を新設</p> <p>平成11年度 荒川第三・第四あさがお福祉作業所が、旧真土小内へ移転</p> <p>平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上1人96,698円）へ移行</p> <p>平成16年度 荒川あさがお、第二あさがおが、旧小台橋小内に移転</p> <p>平成17年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可</p> <p>平成18年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可</p> <p>平成18年度 パン工房あさがお福祉作業所開設（11月）</p> <p>平成20年度 10月30日法人化（法人名：特定非営利活動法人かがやき）</p>				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 施設の事業運営費の一部を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		83,946	82,411	96,471	92,645	98,086	100,871	105,097
決算額（22年度は見込み）		77,005	82,411	90,474	92,645	93,945	100,871	105,097
人件費			862	854	854	847	407	
【事務分担量】（%）			10	10	10	10	5	
合計（+）		77,005	83,273	91,328	93,499	94,792	101,278	105,097
国（特定財源）								
都（特定財源）		37,213	41,204	42,410	46,784	47,456	50,336	52,294
その他（特定財源）								
一般財源		39,792	42,069	48,918	46,715	47,336	50,942	52,803
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	荒川あさがお補助額	19,739	20,899	19,739	19,739	19,739	21,920	23,080
	荒川第二あさがお補助額	18,949	21,014	21,014	21,269	21,269	22,430	24,100
	荒川第三あさがお補助額	20,899	20,899	22,060	21,920	22,060	22,060	22,060
	荒川第四あさがお補助額	17,418	19,599	18,438	19,599	20,759	23,080	23,080
	パン工房あさがお			9,223	10,118	10,118	11,381	12,644

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補	運営費補助・第一	19,739	21,920	運営費補助・第一	21,920
助及び交	運営費補助・第二	21,269	22,430	運営費補助・第二	22,430	運営費補助・第二	24,100
付金	運営費補助・第三	22,060	22,060	運営費補助・第三	22,060	運営費補助・第三	22,060
	運営費補助・第四	20,759	23,080	運営費補助・第四	23,080	運営費補助・第四	23,081
	運営費補助・パン工房あさがお	10,118	11,381	運営費補助・パン工房あさがお	11,381	運営費補助・パン工房あさがお	12,777

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	通所者数（補助対象延べ数）	16,678	17,033	18,753	3,196	-	22年度は6月1日現在
	実人数	81	78	85	89	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労に向けた訓練場所として、パン工房あさがおを有効に活用できるような支援を行う。</li> <li>・平成20年10月30日に法人化し、今後は平成23年度末までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。</li> <li>・第三・第四あさがおについては、町屋三丁目障害者就労支援施設への移転を円滑に進める必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 17 区 未実施 区）
	未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一般就労への訓練の充実を図るため、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援する。	一般就労することにより収入が増加し、安定した生活を送ることができる。
障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。
移転先である町屋三丁目障害者就労支援施設での運営が安定するように支援する。	作業所の安定した運営を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	心身障がい者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（01-13-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費を一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体>運営主体：社会福祉法人荒川のぞみの会（作業所ボンエルフ） <利用者>原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のぞみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 19名 <指導員数> 常勤4名 非常勤4名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容>受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成4年度 作業所ボンエルフ開設 平成7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年度 5月に旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 平成19年度 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行 特定財源（都）が増（財調より包括事業費に変更）				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		17,278	19,854	22,176	19,855	22,176	22,176	23,335
決算額（22年度は見込み）		17,278	19,854	19,854	19,855	22,175	22,175	23,335
人件費			862	854	427	847	407	
【事務分担量】（%）			10	10	5	10	5	
合計（+）		17,278	20,716	20,708	20,282	23,022	22,582	23,335
国（特定財源）								
都（特定財源）		7,875	7,875	7,500	13,292	13,936	13,614	13,587
その他（特定財源）								
一般財源		9,403	12,841	13,208	6,990	9,086	8,968	9,748
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	通所者数	13人	17人	16人	16人	18人	19人	19人

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補 助け及び 交付金	運営費補助	22,175	運営費補助	22,175	運営費補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	通所者数	3,551	3,904	3,919	670	-	補助対象者延べ数 22年度は6月1日現在
	実人数	18	19	19	19	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。</li> <li>・平成23年度末までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 区）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る	作業所の安定した運営を確保できる
障害者自立支援法の新体系への移行を支援する	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神障がい者共同作業所運営費補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実	
		担当者名	新見 英信	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	精神障害者共同作業所補助（01-13-03）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠法令等	荒川区精神障害者共同作業所通所訓練運営費等補助金交付要綱、荒川精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱		
終期設定	有 無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
目的	精神障害者共同作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。					
対象者等	[共同作業所] 3施設 Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・マック・リブ作業所(NPO法人) ・ワークハウス荒川 ・ワークハウス荒川第2(社会福祉法人愛と光の会)					
内容	荒川区精神障害者共同作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者共同作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 利用者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。共同作業所は無し。					
		施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容
		マック・リブ作業所	共同作業所	H 6 . 2	15名以上	マンション清掃
		ワークハウス荒川	共同作業所	H 1 . 12	15名以上	文具類の組み立て、包装等
		ワークハウス荒川第2	共同作業所	H 3 . 12	15名以上	自動車部品の組み立て等
経過	平成12年4月	保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。（平成10～12年度で差を1/3ずつ調整）				
	平成14年10月	荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定				
	平成14年12月	荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設（法内）となる。				
	平成20年4月	マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。 荒川ひまわり及び同第2の2施設が自立支援法に基づく施設に移行。				
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。					
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		92,340	91,924	92,299	92,013	53,880	54,218	54,151
決算額（22年度は見込み）		90,758	90,640	90,570	90,653	53,879	54,217	54,151
人件費			1,724	1,708	1,708	847	407	
【事務分担量】（%）			20	20	20	10	5	
合計（+）		90,758	92,364	92,278	92,361	54,726	54,624	54,151
国（特定財源）								
都（特定財源）		62,352	62,337	62,042	62,118	35,763	35,839	12,739
その他（特定財源）								
一般財源		28,406	30,027	30,236	30,243	18,963	18,785	41,412
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	小規模通所授産施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	0施設	0施設	0施設
	共同作業所施設数	3施設						

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業費	53,879	53,879	事業費	54,217	事業費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者数（小規模授産施設）	42	0	0	0	-	各年度末人数
	利用者数（共同作業所）	71	64	72	68	-	各年度末人数 (22年度は6月1日現在)
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>平成23年度末までに、障害者自立支援法上の新体系施設に移行しなければならないが、移行に際しては移行先も含めた調整、運営に関しては補助等の支援が必要となる。</p>
他区の実況	（実施 21 区                      未実施                      区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新体系施設への円滑な移行支援	施設運営の安定化
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者施設移行支援補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障がい者施設移行支援補助事業費（01-13-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区障がい者施設新体系移行支援事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設運営費貸付金要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者を対象とした作業所から障害者自立支援法に規定する施設に移行した際に、激変緩和補助及び施設借上げ費補助をし、あわせて運営資金の貸付を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。				
対象者等	区内指定事業所のうち、小規模通所授産施設、共同作業所又は知的障がい者通所授産作業所から移行した施設。最大11施設。 平成22年度：2施設				
内容	1 激変緩和補助 単価 19,600円/月（一人あたり） 算定方法 19,600円×各月初日利用者数 2 施設借上げ費補助 補助率 1/2 算定方法 施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2 3 運営資金貸付 貸付上限 当該施設の18年度補助額の1/4 利息 なし 返済期限 当該年度末まで				
経過	平成20年 4月 事業開始 区内作業所2施設（荒川ひまわり・荒川ひまわり第2）が新体系に移行				
必要性	障害者自立支援法の施行に伴い、作業所から施設への移行が必須となる施設もあり、移行による減収や施設維持のための借上げ費補助や運転資金貸付は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い 【貸付】 申請受理 審査 支払 返済				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					45,258	21,617	42,365	
決算額（22年度は見込み）					20,288	21,240	24,377	
人件費					847	407		
【事務分担量】（%）					10	5		
合計（+）	0	0	0	0	21,135	21,647	24,377	
国（特定財源）								
都（特定財源）					9,173	9,035	20,698	
その他（特定財源）					9,224	17,988	17,988	
一般財源	0	0	0	0	2,738	-5,376	-14,309	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助対象施設数					2施設	2施設	2施設
	貸付実施施設数					2施設	2施設	2施設

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補	運営費補助	8,742	運営費補助	9,036	運営費補助
助及び交付金	施設借上補助	2,322	施設借上補助	2,981	施設借上補助	5,346	
貸付金			運営費貸付	9,224	運営費貸付	17,988	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	新体系移行施設数	-	2	2	2	11	新体系施設に移行した施設数
	新体系施設利用者移行率	-	18	18	22	100	作業所利用者のうち新体系移行施設利用者割合
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	都補助事業である激変緩和補助の平成23年度以降の取扱いについて、変更等に対応する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
激変緩和補助事業の柔軟な対応	円滑な事業運営
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	円滑な移行のため、必要な事業である

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホームおよび緊急一時保護寮運営費（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大河内 裕衣	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（01-15-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	6年度	根拠	知的障害者福祉法（障害者自立支援法）	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）……企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業……在宅の障がい者（児）を介護している人が、緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：居宅受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	グループホーム＝利用定員：4人、利用期間：3年(原則) 知的障がい者で、現に就労している人に対して、共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 自立支援法に基づく定率負担（個別減免適用）：月0円（22年6月現在）、月使用料（家賃相当）：月 0円～13,500円、食費 朝350円・昼400円・夕550円、共益費 月3,000円 緊急一時保護事業＝利用定員：2人、利用期間：1回7日以内（年間の利用限度なし）在宅の障がい者（児）を常時介護している人が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。（社会的要請例：学校行事・町会行事・連合会行事については利用可、グループ内活動は利用不可）利用には登録が必要。レスパイトは、年2回（1回につき3日以内）使用料 1日700円 食費 朝350円・昼400円・夕550円 体験入所事業＝利用定員：1人、利用期間：6泊7日、定員に空きがある期間を利用して入所し、グループホームや配置された職員にあらかじめ慣れるために実施する。 施設概要＝ピアホーム西日暮里（荒川区西日暮里2-2-6） 敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階（1・2階部分） 主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室				
経過	平成6年 生活事業開始（入居は5月より） 緊急一時保護事業開始（入居は8月より） 平成8年 体験入所事業開始（入居は7月より） 平成10年 使用料改正 平成12年 レスパイト利用開始（緊急一時保護事業内に追加） 平成15年 荒川区立障害者GH条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業 平成18年 自立支援法の共同生活援助に移行、利用料の徴収 平成21年 常勤職員2名 3名（GH・緊急一時保護寮利用率増及び更なる利用者受入に対応するため）				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は自立支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：東京都知的障害者育成会（平成21年度指定管理者更新H21.4～H26.3）平成18年4月指定管理者制度に移行） 職員数：常勤職員 3人（住み込み1人、通勤2人）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		13,988	13,977	14,736	14,835	16,743	25,031	24,020
決算額（22年度は見込み）		13,951	13,730	14,736	14,835	16,741	22,530	24,020
人件費			1,724	1,281	1,708	2,541	814	
【事務分担量】（%）			20	15	20	30	10	
合計（+）		13,951	15,454	16,017	16,543	19,282	23,344	24,020
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		1,883	3,605	4,088	4,947	3,494	2,569	2,245
一般財源		12,068	11,849	11,929	11,596	15,788	20,775	21,775
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	グループホーム利用者数	4	4	4	4	3	3	3
	〃利用率	45.2%	76.5%	79.6%	41.7%	62.5%	60.4%	60.4%
	緊急一時利用者数	353	386	389	515	590	363	363
	〃利用率	48.2%	52.9%	53.1%	70.5%	80.8%	49.7%	49.7%



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	尾久生活実習所運営費（01-15-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	知的障害者福祉法、荒川区立知的障害者援護施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 知的障害者通所更生施設事業：知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき、知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、知的障がい者の福祉の増進を図る。 2 法外事業（荒川区身体障害者生活実習事業を含む。）：障がいの重い心身障がい者に対して、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために通所により必要な訓練を行い、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	・法内 荒川区内に住所を有する18歳以上の知的障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた者 22年4月 50人（本場35人・分場15人） ・法外 荒川区内に住所を有する15歳以上の者で、障がいの程度が重い身体障がい者(22年4月 3人)				
内容	面積：本場 = 1152.41㎡、分場 = 440.48㎡ 主要設備：本場 = （実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場 = （実習室、食堂、医務室） 利用者の構成：重複障がい27人、知的のみ23人、身障のみ3人 障害程度区分6:24人、区分5:13人、区分4:14人、区分3:1人、更新中:1人 20歳台以下22人、30歳台23人、40歳台7人、60歳台1人 利用者負担：自立支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、平成22年度も継続。非課税世帯は減免あり。食費は半額に減額（課税650円 325円、非課税230円 115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。				
経過	昭和59年 : 生活実習所「あらかわ希望の家」設立。 （運営主体は、荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年 : 運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管(区の補助事業として) 平成 3年 : 旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始 平成 7年 : 荒川区立生活実習所開設（現所在地）区立民営とする。 平成12年 : 知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年 : 尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。 平成15年 : 知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行 平成16年 7月 : 多目的ホール貸し出し有料化 平成18年 : 自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降） 平成19年 : 定員変更 本場39名 分場19名 平成21年 4月 : 障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。				
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会（18年4月～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		173,353	164,311	170,381	201,502	204,158	223,435	224,272
決算額（22年度は見込み）		168,557	156,298	168,854	200,014	203,397	219,264	224,272
人件費			2,586	2,562	3,416	2,795	1,629	
【事務分担量】（%）			30	30	40	33	20	
合計（+）		168,557	158,884	171,416	203,430	206,192	220,893	224,272
国（特定財源）								
都（特定財源）					2,250	2,250	2,250	2,250
その他（特定財源）		89,095	86,754	65,768	77,670	82,869	110,230	108,583
一般財源		79,462	72,130	105,648	123,510	121,073	108,413	113,439
実績推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	施設定数	51	51	51	58	58	58	58
	通所者数（年度末）	47	46	45	50	52	53	53
	利用率（通所者数/定数）	92.2%	90.2%	88.2%	86.2%	89.7%	91.4%	91.4%

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	人件費	147,115	人件費	153,429	人件費
	管理費	31,840	管理費	37,443	管理費	39,871	
	事業費	10,297	事業費	10,402	事業費	11,855	
	積立金及び本部繰入金	5,601	積立金及び本部繰入金	10,391	積立金及び本部繰入金		
使用料・賃借料	通所バスリース料	7,534	通所バスリース料	7,567	通所バスリース料	7,568	
工事費	非常照明交換工事	979					
公課費	自動車重量税	31	自動車重量税	32	自動車重量税	32	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者定員	58	58	58	58	58	平成22年4月1日現在 (本園39名、分場19名)
	利用者数	50	50	53	53	58	平成22年6月1日現在 (本園38名、分場15名)
	利用率	86.2%	86.2%	91.4%	91.4%	100%	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設開設後、15年を経過し、近年、水回りや空調等の設備の老朽化が顕著である。</li> <li>利用者は障がい程度に応じたグループ分けがなされているが、その中でも個人の状態に合わせた個別プログラムの充実が必要。</li> </ul>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区                      未実施 3 区）</p> <p>（生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区） 港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
修繕計画の作成・実施	利用者に対する安定的なサービス提供
個人に合わせたプログラムを行う。	訓練効果が期待できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費（01-15-03） 荒川生活実習所・荒川福祉作業所整備費（01-15-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	知的障害者福祉法第5条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区知的障害者援護施設条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生活健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者の日中活動の場として、創作・作業・レクリエーション活動等を通じ、地域での自立生活を支援する。</p> <p>【荒川福祉作業所】継続した就労支援活動を行うと共に一般就労が困難な心身障がい者に、作業と設備を提供し、作業活動及び生活能力向上等の支援を通じ、地域での自立生活を援助する。</p>				
対象者等	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であって、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた方</p> <p>【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であって、作業能力を有するか又は期待できる方 原則、単独通所が可能な方で施設受給者証の交付を受けた方</p>				
内容	<p>【施設概要】 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡ 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他</p> <p>【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（40名）... 生活指導、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で3クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：原則10%（定率負担）及び食費の実費 非課税世帯には減免あり。ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、食費は半額に減額。</p> <p>【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（7名）、就労継続支援B型（48名）... 作業援助、生活援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。 利用者負担：原則10%（定率負担） 非課税世帯には減免あり。ただし、18～21年度は定率負担は3%。</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設</p> <p>昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される。</p> <p>平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する。（給食の実施）</p> <p>平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託する。（指定管理者制度に移行のための激変緩和）</p> <p>平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う。</p> <p>平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行 荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名 40名） 荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設（定員拡大：48名 55名）</p>				
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		6,836	7,050	69,305	183,843	193,227	199,354	192,033
決算額（22年度は見込み）		6,354	6,278	56,878	170,470	182,241	184,516	192,033
人件費			146,523	58,072	1,708	1,694	1,629	
【事務分担量】（%）			1,900	680	20	20	20	
合計（+）		6,354	152,801	114,950	172,178	183,935	186,145	192,033
国（特定財源）		30,470	106,410					
都（特定財源）					2,250	2,250	2,250	2,250
その他（特定財源）		41,128		103,396	108,275	114,611	141,558	137,875
一般財源		-65,244	46,391	11,554	61,653	67,074	42,337	51,908
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	荒川生活実習所利用者在籍数	24名	25名	26名	26名	25名	40名	40名
	荒川福祉作業所利用者在籍数	45名	44名	48名	48名	47名	55名	55名

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費					AED消耗品	81
	委託料	人件費	122,530	人件費	128,473	人件費	132,186
		運営費	38,808	運営費	39,012	運営費	42,065
		実習所事業費	1,832	実習所事業費	2,167	実習所事業費	2,017
		作業所事業費	1,791	作業所事業費	2,418	作業所事業費	2,272
	賃借料					不動産賃借料	3,242
	工事請負費	工事請負費	17,279	工事請負費	11,809	工事請負費	8,803
	負担金補助			都営住宅耐震診断	637	都営住宅耐震診断	1,367

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	荒川生活実習所利用者出席率（％）	87.0	89.0	87.7	90.0	93.0	21年度から定員拡大
	荒川福祉作業所利用者出席率（％）	88.0	88.0	87.2	90.0	93.0	21年度から定員拡大
	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）	5,890	5,999	6,576	7,000	9,000	受注開拓に努める

（問題点・課題）	<p>荒川生活実習所 利用者の年齢差や状態の差（例：ペースト状の食形態の人等）に合うプログラムに工夫が必要である。</p> <p>荒川福祉作業所 高齢の利用者が増え、作業や行事への参加に配慮が必要となっている。（60歳以上7人うち最高69歳2人） 景気の変動により委託作業が減り、これまでのような工賃収入を上げることができない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個々の状態に合わせた、きめ細かいプログラムを設定する	利用者個々の生活の質の向上が図れる
高齢の利用者に対し、生活全般の支援を視野に支援を考える	利用者が安心して地域での生活を維持できる
区内作業所と連携し受注の分配体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る	仕事に対する意欲の増大、ひいては就労に向けた動機づけが可能になるなど、利用者の自立支援に大きな効果が得られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業（整備含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																														
		担当者名	渡邊 健太	内線	2 6 8 2																														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者福祉会館運営費（01-15-05）																																		
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業																															
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例																															
終期設定	有 無	年度	法令等																																
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																	
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																																	
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る																																		
対象者等	障がい者及び区民全般																																		
内容	<p>【貸館業務】会議室等（多目的ホール、会議室）の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">使用料（円）</td> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">全日</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール（全）</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> <td style="text-align: right;">6,100</td> <td style="text-align: right;">16,500</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール1</td> <td style="text-align: right;">3,400</td> <td style="text-align: right;">3,400</td> <td style="text-align: right;">3,900</td> <td style="text-align: right;">10,700</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール2</td> <td style="text-align: right;">1,800</td> <td style="text-align: right;">1,800</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> <td style="text-align: right;">5,800</td> </tr> <tr> <td>第1.2会議室</td> <td style="text-align: right;">1,300</td> <td style="text-align: right;">1,300</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> <td style="text-align: right;">4,100</td> </tr> <tr> <td>第3会議室(和室)</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> <td style="text-align: right;">3,100</td> </tr> </table> <p>【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室・リズム体操教室</p> <p>【情報提供事業】インターネットスポットの開設、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示・啓発</p> <p>【ふれあい交流事業】俳句・スポーツ交流会、ステージ発表会</p> <p>【各種事業】アクロスまつり、障害者週間関連事業</p> <p>【施設概要】荒川区荒川2-57-8</p> <p>主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 開館時間：9：00～22：00</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階</p> <p>敷地面積：771.64㎡ 延床面積：1,482.08㎡ 休館日：毎月第3火曜・年末年始(12/29～1/3)</p> <p>【障害者福祉推進団体】76団体（平成22年6月1日現在）</p>					使用料（円）	午前	午後	夜間	全日	多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500	多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700	多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800	第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100	第3会議室(和室)	1,000	1,000	1,100	3,100
使用料（円）	午前	午後	夜間	全日																															
多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500																															
多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700																															
多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800																															
第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100																															
第3会議室(和室)	1,000	1,000	1,100	3,100																															
経過	<p>平成 9 年 8 月 開設</p> <p>平成 1 2 年 アクロスあらかわIT講習会開始</p> <p>平成 1 3 年 1 月 条例改正(使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大)</p> <p>平成 1 4 年 6 月 施行規則改正(荒川区公共施設予約システム稼働に伴う改正)</p> <p>平成 1 4 年 8 月 インターネットスポット開設</p> <p>平成 1 7 年度 聴覚障がい者用情報受信装置(手話放送用)設置</p> <p>平成 1 8 年 4 月 指定管理者制度に移行</p> <p>平成 2 1 年 4 月 指定管理者更新(平成21年4月1日～平成26年3月31日)</p> <p>平成 2 1 年 4 月 障がい者情報バリアフリー化推進事業を統合</p>																																		
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。																																		
実施方法	( 3委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )																																		
	指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員 2人 非常勤職員 3人																																		

		(単位：千円)						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	44,815	41,958	40,596	39,291	41,896	51,420	42,123
	決算額(22年度は見込み)	43,035	37,998	39,371	39,286	40,492	51,302	42,123
	人件費	/	1,724	1,281	854	847	814	/
	【事務分担量】(%)	/	20	15	10	10	10	/
	合計(+)	43,035	39,722	40,652	40,140	41,339	52,116	42,123
	国(特定財源)							
	都(特定財源)	1,078	705	812	749	930	929	934
	その他(特定財源)	1,139	1,018	957	990	555	923	1,298
	一般財源	40,818	37,999	38,883	38,401	39,854	50,264	39,891
	実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	会議室等利用件数	3,723	3,546	3,474	3,398	3,429	3,360	3,360
	会議室等利用者総数	51,843	49,732	52,073	49,628	45,353	44,535	44,535
	会議室等利用率	71.5%	68.1%	66.7%	65.1%	65.9%	64.6%	64.6%
	施設利用者総数	73,658	72,910	71,823	66,772	60,417	50,807	50,807

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費				AED消耗品	5	AED消耗品
委託料	人件費	18,959	人件費	19,025	人件費	21,728	
	管理費	16,390	管理費	16,119	管理費	18,443	
	事業費	1,468	事業費	1,594	事業費	1,869	
	法人事務費	65	本部繰入金	56			
	積立金	1,825	積立金	1,839			
			返還金	932			
工事請負	自動ドア改修	1,785	屋上防水等改修	11,729			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	多目的ホール・会議室利用率	65.1%	65.6%	64.6%	60.8%	70.0%	利用件数/貸し出し可能コマ数 22年度は6月1日現在
	障害者福祉推進団体登録数	88団体	77団体	77団体	76団体	76団体	障害者団体等の数 22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の館内全面禁煙化に向けて、2F喫煙室の撤去、利用者への周知をする必要がある。</li> <li>・稼働率が低い貸室の利用方法の見直しが必要である。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区                      未実施 3 区）</p> <p>中央、港、新宿、文京、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、千代田、目黒北、品川、足立</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	禁煙化に係る2F喫煙室の仕切部分の撤去、利用者への周知	禁煙化による受動喫煙の防止
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問旨）	<p>11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」</p> <p>11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」</p> <p>14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」</p>
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神障害者地域生活支援センター運営事業(アゼリア)（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	精神障害者地域生活支援センター運営費（01-15-07） 精神障害者地域生活支援センター整備費（01-15-08）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動・デイケア、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	日常生活支援 相談活動 「憩いの場」の提供 地域交流活動 開館日・時間	夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー・デイケア 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩みについての相談 夜間や休日も利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）			
経過	平成11年 5月 平成12年 平成13年 平成13年 平成14年 平成15年 1月 平成17年 4月 平成18年4月 平成18年10月 平成20年4月	精神保健福祉法改正に伴い精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設化 保健所に検討会を設け、先行施設の調査開始し、事業内容、必要施設案を策定 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で 社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定 条例・規則・運営要綱制定 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設 開館時間の午前9時～午後9時を午前9時～午後7時に変更 精神保健福祉ボランティア講座の受託開始 デイケア事業の一部を受託 自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター 型」へ移行 福祉サービス事業開始			
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	30,430	27,226	30,212	30,358	31,303	32,751	33,161	
決算額（22年度は見込み）	28,664	27,103	30,097	30,236	31,294	32,744	33,161	
人件費		3,189	6,832	2,135	2,118	2,443		
【事務分担当】（%）		37	80	25	25	30		
合計（+）	28,664	30,292	36,929	32,371	33,412	35,187	33,161	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,775	21,690	10,731	1,622	1,622	1,622	1,622	
その他（特定財源）								
一般財源	6,889	8,602	26,198	30,749	31,790	33,565	31,539	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	1日平均来館者数	21	25	27	26	29	31	35
	支援プログラムのべ参加者数	9	6	6	6	6	6	7
	1日平均相談件数(面接・電話計)	34	33	40	43	40	43	45
	新規登録者数	134	104	130	156	260	140	300

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	水道代	110	水道代	117	水道代	123
委託料	年間委託運営費	31,184	年間委託運営費	31,735	年間委託運営費	33,038	
工事請負費			非常階段さび止め	892			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	来館者数	9,014	10,126	10,848	1,687	-	22年度は6月1日現在
	支援プログラム参加者数	2,240	2,238	2,134	277	-	22年度は6月1日現在
	相談件数	14,299	13,751	15,074	2,469	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<p>来館者数・相談件数ともに増加傾向にあり、利用者の障がいも多岐にわたるようになってきたため、より専門性の高い相談支援や、訪問による個別支援計画作成等のサービスが提供できる体制を整備する必要がある。</p> <p>アゼリア（東尾久5丁目）は地域的に偏在しているため、南千住・日暮里地区の対象者が利用しにくい。そのため、精神障がい者の福祉サービスの利用を支援するための新たな機能をもつ施設を検討する。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談者の自宅を訪問し、障害福祉サービスの個別支援計画を作成するために、精神障がい者の相談支援センターであるアゼリアの職員体制を整備する。	在宅で生活する精神障がい者の地域生活をサポートする。
南千住か日暮里地域に地域活動支援センターの設置を検討する。	精神障がい者が、その地域で居場所として、また休日などにも日常生活上の相談ができる場所として活用できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	精神障がい者の相談支援体制の充実を図る

議会議決要旨	<p>22年予特 「退院可能な精神障がい者の地域での居場所確保について」</p> <p>「精神障がい者地域生活支援施設の2ヶ所目の整備について」</p>
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者施設整備事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	本木 豊光	<b>内線</b>	2682
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	障がい者施設整備事業費（01-16-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	20 年度	<b>根拠</b>		
<b>終期設定</b>	有 無	24 年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。				
<b>対象者等</b>	社会福祉法人 すかい				
<b>内容</b>	<p>1 用地概要                  所在・地番 荒川区町屋六丁目1690番2                  用地面積 743.86㎡                  建ぺい率 80%                  容積率 300%                  建設可能面積 2,231.58㎡</p> <p>2 施設概要                  日中活動場所 地域活動支援センター・日中一時支援                  生活場所 ケアホーム                  その他 相談支援・短期入所・移動支援（車両移送型）・施設入浴</p> <p>3 事業者決定                  外部委員を含めた事業者選定委員会において公募事業者を選定した結果、社会福祉法人すかいを事業者とすることに決定した。</p> <p>4 開設予定 平成24年4月開設予定</p>				
<b>経過</b>	平成20年度	用地取得			
	平成21年度	事業者公募・選定・決定、協定締結			
	平成22年度	施設設計、計画通知、各種調整、建設工事			
	平成23～24年度	建設工事・開設			
<b>必要性</b>	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進する上で重要である。				
<b>実施方法</b>	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					332,113	5,508	26,675	
決算額（22年度は見込み）					291,000	2,278	26,675	
人件費					3,388	7,737		
【事務分担量】（%）					40	95		
合計（+）	0	0	0	0	294,388	10,015	26,675	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	294,388	10,015	26,675	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	評価委員謝礼	0	評価委員謝礼	823	
旅費			視察旅費	904	旅費	201	
需用費	委員会食糧費	0	委員会食糧費	10	食糧費	7	
委託料			土壌調査委託費	473			
公有財産購入費	用地取得費	291,000					
負担金補助					建設費補助	26,467	
使用料及び賃借料			観光バス借上げ	68			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	利用基準の制定 早期の開設に向けた円滑な整備、事業進捗状況の把握。 地域との交流等や協力体制の促進。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） （平成22年6月開設）台東区：障害者支援施設 浅草 ほうらい

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
・外部委員を含めた施設利用規定等検討委員会を設置し、施設利用に係る審査基準等を制定する。	事業の円滑な実施
・事業者に対して、障がい者施設建設に係る国及び都補助制度の交付申請に関する助言及び支援 ・区としての建設費等補助	事業の円滑な実施
・地域の方々との交流方法や、協力体制を確立する。	地域・事業者・区との連携による施設の整備

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らせるための施設整備に取り組む

況議 （要質 旨問 状）	21年決特 「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	明山 ゆう子	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助 (01-18-03)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠</b>	荒川区障害者小規模通所授産施設等就労促進支援事業補助金交付要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	区内の小規模通所授産施設や心身障がい者（児）通所訓練施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため専門指導員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助し、施設から一般就労への移行の円滑化を図る。				
<b>対象者等</b>	区内の小規模通所授産施設、心身障害者（児）通所訓練施設及び共同作業所（計9箇所）				
<b>内容</b>	<p><b>【事業内容】</b> 区内の小規模通所授産施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため、専門相談員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <p><b>【補助】</b> ・補助率 1 / 2 ・補助上限 1施設あたり1,000,000円 / 年</p> <p><b>【補助内容】</b> 専門指導員の配置 ... 一般就労に向けた専門指導員配置に係る人件費 施設整備 ... 訓練・作業のために要する施設整備や備品整備の費用</p> <p><b>【補助期間】</b> 毎年就労状況を確認し、補助対象を選定する。 区内の小規模通所授産施設等が障害者自立支援法上の新体系に移行した際には、事業を終了する。</p>				
<b>経過</b>	平成18年7月 事業開始 平成23年3月 事業終了予定				
<b>必要性</b>	通所者が作業所等において就労に向けた訓練をすることは、障がい者の一般就労を促進する上で必要である。				
<b>実施方法</b>	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 補助対象の審査・決定				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額				6,080	6,080	2,000	1,000	1,000
決算額（22年度は見込み）				468	0	907	850	1,000
人件費				854	427	424	122	
【事務分担量】（%）				10	5	5	5	
合計（+）		0	0	1,322	427	1,331	972	1,000
国（特定財源）								
都（特定財源）				234		500	500	500
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	1,088	427	831	472	500
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助施設			1	0	1	1	1

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	就労促進補助	907	就労促進補助	850	就労促進補助	1,000
補助及び 交付金							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	補助施設数	0	1	1	1	-	補助施設実績 (22年度は6月1日現在)
	就労移行人数	0	1	1	0	-	福祉的就労から一般就労した利用者数 (22年度は6月1日現在)
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	18年二定 「障がい者就労の支援策等の方向性・内容について」
----------	--------------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	(仮称)障がい者就労支援施設	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	小林 圭	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)</b>	(仮称)障がい者就労支援施設 (01-18-04)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 ( 22年度 21年度 )		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	21 年度	<b>根拠</b>		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	旧真土小学校内にある障がい者の福祉作業所の移転先を確保するため、旧町屋三丁目ひろば館跡地に(仮称)障がい者就労支援施設を整備することで、障害者自立支援法の施設への移行を促進するとともに、福祉作業所の安定的な運営と施設内容の充実を図る。				
<b>対象者等</b>	【移転する福祉作業所】 まごころ作業所(視覚障がい)、第三あさがお・第四あさがお(知的障がい)				
<b>内容</b>	<p><b>【建設地】</b> 所在・地番 荒川区町屋三丁目28番2号 敷地面積 約552㎡</p> <p><b>【施設の構造等】</b> 構造・規模 鉄骨造地上3階建て 延床面積 約900㎡ 施設内容 作業室、事務室、談話室、相談室、パソコン室等</p> <p><b>【移転後の運営】</b> ・まごころ作業所は、利用者を視覚以外の身体障がい者にも拡大し、受注作業を拡大する。 ・第三あさがお及び第四あさがおは、自立支援法に基づく新体系の福祉施設へ移行し、安定した事業運営を図っていく。</p>				
<b>経過</b>	平成21年10月～12月 旧ひろば館解体工事 平成22年 1月～ 6月 設計、計画通知等 平成22年 7月～12月 建設工事 平成23年 1月 施設開設				
<b>必要性</b>	福祉作業所の安定的な運営及び障害者自立支援法内施設への移行促進のため、必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額							14,900	146,013
決算額(22年度は見込み)							14,900	146,013
人件費						1,271	3,379	
【事務分担量】(%)						15	45	
合計(+)		0	0	0	0	1,271	18,279	146,013
国(特定財源)								
都(特定財源)								60,000
その他(特定財源)								84,000
一般財源		0	0	0	0	1,271	18,279	2,013
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費					光熱水費	711
	工事請負費			解体工事	14,900	初度調弁 建設工事	275 144,900
	備品購入費					初度調弁	127

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	旧真土小利用施設	-	5	4	1	0	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>地域住民の施設建設に対する理解を得ることが必要である。</p> <p>施設利用者が新しい施設になじむのに時間がかかる。</p> <p>まごころ作業所の今後のあり方と区の支援について検討が必要である。</p>
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
町会や近隣住民、学校関係者等への説明を丁寧に行い、理解と協力を求めていく。	障がい者に対する理解が進み、地域で障がい者を支える社会が実現する。
施設利用者が慣れるまではガイドヘルパーや保護者が送り迎えをする等の支援を行う。	施設利用者がなるべく円滑に新しい施設に移行できる。
まごころ作業所の利用対象者と事業の拡大について、施設と協議しながら、支援内容を検討していく。	視覚以外の身体障がい者が利用できる福祉作業所を作ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	福祉的就労の場を確保する

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	重度知的障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	重度知的障害者グループホーム費（01-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	荒川区法人立重度知的障害者グループホーム「東日暮里ハイツ」運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度知的障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度知的障がい者グループホームである東日暮里ハイツの設置、運営を支援する。				
対象者等	荒川区の重度の知的障がい者が共同生活を営む場である「東日暮里ハイツ」を運営する社会福祉法人				
内容	<p>【重度グループホーム】（東日暮里ハイツ 東日暮里3-23-3）</p> <p>社会福祉法人東京都知的障害者育成会が重度知的障がい者の生活の場として、東日暮里ハイツを荒川区内に開設した。荒川区は開設経費及び運営費の一部の補助を行う。運営費補助は、世話人の通年確保及び同性での身体介護を実現するため、非常勤1名を追加配置する。</p> <p>平成18年10月から、東日暮里ハイツは、障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）の複合施設に移行</p> <p>補助基準 開設経費：施設整備費（都補助率7/8）及び開設準備費（都補助率3/4）の設置者負担分 運営費：2,023,000円（168,600円×12ヶ月分、千円未満切捨）</p> <p>利用者負担 家賃・食費・共益（光熱水）費等についての実費及び自立支援法に基づく利用者負担</p> <p>定員 6名（現状：自立支援法の障害程度区分2以上5人、区分2未満1名）</p> <p>職員数 常勤：サービス管理責任者1名、生活支援員1名、指導員1名 非常勤：世話人2名</p>				
経過	平成14年1月	法人・区	物件の検索及び検証		
	平成14年10月	区	入所者の募集 入所者の決定		
	平成14年12月	法人	開設		
	平成15年3月		補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円）		
	平成18年10月		障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行		
	平成22年4月		利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）		
必要性	重度知的障がい者の地域での自立生活を支援するために、東日暮里ハイツの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 設置者である（福）東京都知的障害者育成会に非常勤人件費1名相当額を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		2,039	2,024	2,024	2,024	2,056	2,023	2,023
決算額（22年度は見込み）		2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023
人件費			862	427	256	424	407	
【事務分担量】（%）			10	5	3	5	5	
合計（+）		2,023	2,885	2,450	2,279	2,447	2,430	2,023
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,023	2,885	2,450	2,279	2,447	2,430	2,023
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	重度障害者利用者数	4	4	4				
	中軽度障害者利用者数	2	2	2				
	共同生活介護利用者数			5	5	5	5	5
	共同生活援助利用者数			1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	72	-	各月利用者数×12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	施設の改修や定員・職員数の変更等の予定について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 葛飾区、江東区、千代田区、墨田区、目黒区、渋谷区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	オーナーや事業者の運営方針について確認する	今後の運営方針を確認することによって、区の補助を適切に行うことができる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要質問）況	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
---------	----------------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	重度身体障害者グループホーム費（01-20-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	以下の全ての要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者、 18歳以上の者、 入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5-15-15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,638千円運営費補助 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月＝1,440,000円（年額）				
経過	平成17年12月	施設予定地を決定			
	平成18年1月	東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請			
	平成18年4月	許可内示決定			
	平成18年6月	建設着工 平成18年12月 竣工			
	平成19年1月	事業開始			
必要性	重度身体障がい者の地域での自立生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	8,575	13,281	7,332	16,104	16,078	16,078	16,078	
決算額（22年度は見込み）	0	0	3,995	16,078	16,078	16,078	16,078	
人件費		862	427	854	424	407		
【事務分担量】（%）		10	5	10	5	5		
合計（+）	0	862	4,422	16,932	16,502	16,485	16,078	
国（特定財源）								
都（特定財源）			1,829					
その他（特定財源）								
一般財源	0	862	2,593	16,932	16,502	16,485	16,078	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入居者数			5	5	5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数			5	5	5	5	5

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補 助及び交 付金	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638
	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	

指  標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	入居者延べ数	60	60	60	60	-	各月の入居者数 × 実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	障害者自立支援法の改正により、身体障がい者が共同生活援助・共同生活介護サービスの対象となったため、事業の運営方法について検討が必要である。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 10 区                      未実施 12 区）</p> <p style="text-align: center;">... 1 施設あたりの年額補助                      ... 居室維持管理費補助</p> <p>新宿区：計2カ所    10人（社福法人立）    10人（社福法人立）</p> <p>台東区：計2カ所    7人（社福法人立）    4人（NPO法人立）</p> <p>目黒区：1カ所 7人（社福法人立）    世田谷区：1カ所 5人（NPO法人立）</p> <p>中野区：1カ所 5人（社福法人立）    杉並区：1カ所 4人（NPO法人立）</p> <p>北区：1カ所 4人（NPO法人立）    板橋区：1カ所 6人（NPO法人立）</p> <p>足立区：1所 5人（区立民営）    江戸川区：1カ所 5人（NPO法人立）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	法改正に係る事業者の運営方法の調整	適切な運営方法で重度身体障がい者の地域での生活を促進できる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	児童デイサービス事業		<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
			<b>担当者名</b>	多田 理子	<b>内線</b>	414
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	児童デイサービス事業費（01-02-03）					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）			建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	48 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法第5条第7項		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	荒川区立心身障害者福祉センター条例		
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内		区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[1]				
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
<b>目的</b>	運動発達や精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その身体及び精神の状況並びに養育環境に応じた適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力の向上・基本的な生活習慣の取得・集団生活への適応等を支援する。					
<b>対象者等</b>	原則、荒川区内に住む発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童デイサービス（個別訓練）：0才～学齡児 ・児童デイサービス：0才～就学前					
<b>内容</b>	児童デイサービス 母子療育 母子分離療育  保育園児等の療育 訓練療育 セラピープログラム  家族支援	定員 午前：20名 午後：20名 発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 発達に問題を抱えた3～5才児に対して、発達段階に合わせた小集団での支援を行う。 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対して、講師による専門的な療法を行う。 家族に対して、交流会や学習会を企画する。				
<b>経過</b>	昭和48年6月 平成15年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成22年4月	心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 利用者負担額を無料とする。 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齡児の相談事業を充実。				
<b>必要性</b>	障がいを持った人に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。					
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 通所により、福祉・臨床発達心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別支援教育機関との連携により、支援している。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,112	2,090	2,086	2,086	2,194	2,184	2,645	
決算額（22年度は見込み）	1,862	1,501	1,375	1,365	1,470	1,417	2,645	
人件費		70,245	64,904	74,297	81,666	81,523		
【事務分担量】（%）		915	860	920	1,014	964		
合計（+）	1,862	71,746	66,279	75,662	83,136	82,940	2,645	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	15,262	13,540	14,720	15,257	15,990	16,752	16,752	
一般財源	-13,400	58,206	51,559	60,405	67,146	66,188	-14,107	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	年間延べ利用者数	4,053	3,634	3,574	3,122	3,451	3,839	3,900
	在籍人数	116	116	119	105	108	114	120

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	指導業務臨時職員雇	605	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	605
	報償費	講師謝礼	918	講師謝礼	918	講師謝礼	1,264
	需用費	賄費等	432	賄費等	335	賄費等	471
	役務費	ピアノ調律	38	ピアノ調律	0	ピアノ調律	26
	使用料	プール使用料等	201	プール使用料等	164	プール使用料等	201
	備品購入費					パンフレットスタンド	78

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	年間延べ利用者数	3,122	3,451	3,839	533	4,000	22年度は6月1日現在
	児童相談（学齢児）	72 (2)	93(0)	85(0)	18(2)	100(20)	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>利用児の低年齢化、障がいの多様化、保育園・幼稚園併用児の増加が顕著である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの特性に応じた、より個別的な支援が必要になっている。</li> <li>・就労のため、土日の通所を求める声がある。</li> <li>・就学後の療育を求める声が多い。</li> </ul>
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 民営7箇所、法外3箇所

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組み具体的な改善内容
	<p>発達障がい児支援の動向に留意しながら、より専門性の高い療育を構築する。23年度は、高機能自閉症やADHDに特化した小グループでの支援を実施する。</p>
	<p>土曜日または日曜日の相談体制を検討する。</p>
	<p>特別支援学校に在籍している児童から要望の多い理学療法については、事業委託により、放課後ないし土・日曜日に理学療法を実施できるようにする。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	相談事業や児童デイサービスの充実を図る

議会議決要旨	<p>21年決特 児童デイサービスの拡大 21年四定 障がい者に対する一貫した継続的支援システムの構築（特別支援教育との連携）について</p>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立生活支援センター	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	石垣 恵子	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者地域自立生活支援センター事業費（01-02-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	荒川区において生活支援を必要とする身体及び知的障がい者とその家族。				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助。</p> <p>社会資源を活用するための支援</p> <p>社会生活力を高めるための支援：社会生活力を高めるために自立生活支援セミナーを実施する。</p> <p>ピアカウンセリング：障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。</p> <p>専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障がい者地域自立生活支援センター事業」は、東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年度から始めた事業である。</p> <p>平成13年2月、ピアカウンセリング事業実施。</p> <p>平成13年度4月実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備。</p>				
必要性	障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的としている。本事業は、その目的を達成する為に不可欠な事業であり、今後はさらなる事業の拡大が求められるものである。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>当該事業は、現在実施している心身障害者福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用者時間を配慮し、専従の常勤職員1名と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場合は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,637	3,610	3,153	3,546	3,616	3,651	3,655
	決算額（22年度は見込み）	3,368	3,070	2,622	2,846	3,334	1,651	3,655
	人件費		2,155	1,708	1,708	1,694	5,189	
	【事務分担量】（%）			25	20	20	119	
	合計（+）	3,368	5,225	4,330	4,554	5,028	6,840	3,655
	国（特定財源）							
都（特定財源）						1,740	1,740	
その他（特定財源）								
一般財源	3,368	5,225	4,330	4,554	5,028	5,100	1,915	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	ピアカウンセリング	60	43	35	26	28	39	40
	自立支援セミナー開催回数	20	23	22	17	19	21	15
	セミナー参加人員	313	289	356	283	283	309	300

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬共済	非常勤当事者相談員	2,930	非常勤当事者相談員	1,234	非常勤当事者相談員
報償費	セミナー講師謝礼	306	セミナー講師謝礼	288	セミナー講師謝礼	414	
需用費	消耗品費等	39	消耗品費等	73	消耗品費等	99	
役務費	インターネット使用	54	インターネット使用	54	インターネット使用	55	
旅費	旅費	4	旅費	2	旅費	7	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	ピアカウンセリング	26件	28件	24件	3件	35件	22年度は6月1日現在
	自立支援セミナー開催回数	17回	19回	19回	2回	20回	22年度は6月1日現在
	自立支援セミナー延べ参加者数	283人	283人	283人	27人	350人	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<p>・ピアカウンセリングは、障がい者自身が当事者として同じ立場の障がい者を支援する貴重な活動である。気軽に相談できる機会として、相談者の増加が課題である。</p> <p>・障がい者が、おのこの状況にあった社会参加をしていくために、中途障がい者の保護的な雇用の場の確保や、自立生活が体験できる場を確保するなど、障がい者自身の自立への意欲につながる支援が必要。</p>
他区の実況	（実施 14 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会的なりはびりの視点にたった支援を検討する。	当事者の生活全体として充実が図れる。
就労に向けた情報提供も積極的に組み入れる。	具体的な目標を持って生活することで社会参加への意欲を高めることが出来る。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議要旨（質問状）	
------------	--